

## えびの市ふるさと納税協力事業者募集要領

### 1 目的

ふるさと納税制度によるえびの市（以下「市」という。）への寄附促進と地元特産品等の PR・販売促進及び地元企業の活性化など相乗効果を図るため、寄附者へのお礼の品（以下「返礼品」という。）として進呈する商品やサービスを提供いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

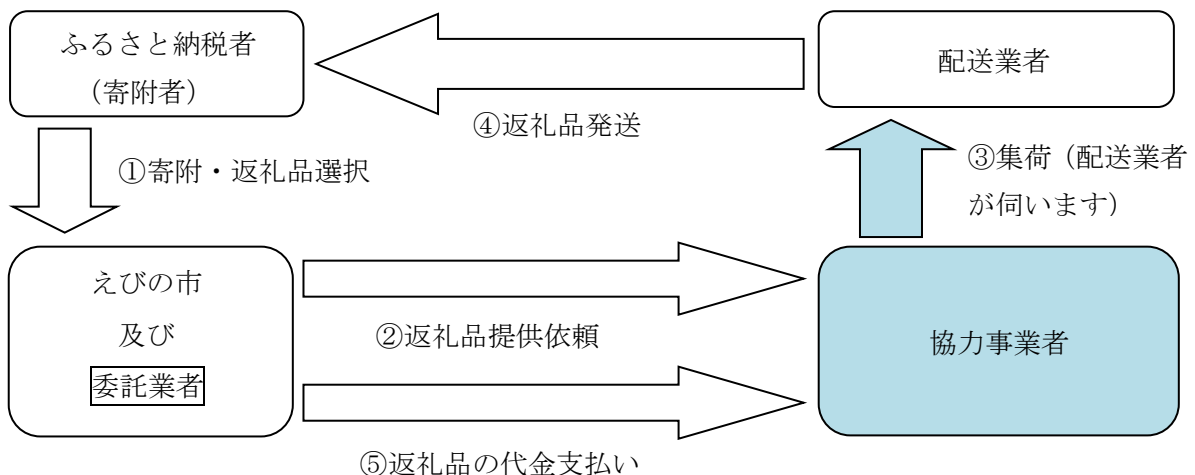
### 2 協力事業者の要件及び申込方法

返礼品を取り扱うふるさと納税協力事業者として申し込む場合は、えびの市中心のふるさと寄附金協力事業者申込書（様式第 1 号）を市に提出してください。ただし、次の要件に適合しない場合や、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、協力事業者として参加できないことがあります。

- (1) 各種法、規則、条例等に沿った生産、製造を行っていること。
- (2) 申込み時に市税等の滞納がないこと。
- (3) 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場等が市内にある法人または個人事業所であること。ただし、本市に関連する法人等で市長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネットや、FAX等が使用できる環境を有していること。
- (6) 返礼品に関するクレーム及びトラブル等に対し、真摯に責任をもって対応できること。
- (7) 個人情報等の情報管理が適切にできること。

#### 【事業イメージ】

市では、4つのふるさと納税ポータルサイト「さとふる」・「楽天ふるさと納税」・「ふるさとチョイス」・「ふるなび」に返礼品を掲載するなどして、寄附者が寄附の申込み、納付（クレジットカードなど）、返礼品の選択までを行い、寄附の受付、返礼品の発注や配送の管理については、業者（以下「委託業者」という。）に委託しております。※協力事業者と委託業者は、返礼品の配送等に係る契約を取り交わす場合があります。



### 3 返礼品の要件

(1) 次の要件を全て満たしている商品等であること。

- ア 市の魅力を発信し、地域産業の振興等につながる要素をもつ商品等であること。
- イ 食品衛生法、食品表示法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定等のように特別な設定を要するものは、協議のうえ認める場合がある。
- エ 飲食物の場合は、出荷後5日程度の賞味期限が保障されるもの
- オ 平成31年総務省告示第179号第5条を遵守し、その地場産品基準に適合する返礼品とすること。※以下のいずれかに該当すること。
  - (ア) 市内において生産されたものであること。
  - (イ) 市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
  - (ウ) 市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
  - (エ) 返礼品等を提供する市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
  - (オ) 市の広報の目的で生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
  - (カ) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
  - (キ) 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性のあるものであること。
  - (ク) 宮崎県内において複数の市町村の地域資源として相当程度認識されているもので、宮崎県や近隣の他の市町村に、市と共通の地場産品として認定を受けたものであること。
- カ 市が寄附受付・返礼品の手配等を委託する委託業者指定の宅配業者により配送が可能な商品等であること。
- キ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、協力事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

(2) 価格

返礼品の価格は、送料を除き、商品（サービス等含む）代金、消費税、梱包料等の必要経費を含み、寄附額の3割以下とし、返礼品を進呈する寄附額は1万円以上とする。

なお、寄附額については、返礼品の価格が3割以下の範囲内となるよう市が定める。

#### 4 費用負担

- (1) 返礼品の代金と、送料は市が負担する。
- (2) 委託業者から返礼品代を振込む際に発生する振込手数料は、協力事業者が負担する。
- (3) 寄附者からの返礼品の品質等のクレームにより、返礼品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者が負担する。

#### 5 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税制度を通じた新たな販売経路ができます。
- (2) 市とふるさと納税ポータルサイトのホームページに返礼品の画像、商品名、協力事業者名などを掲載します。
- (3) ふるさと納税パンフレット等において返礼品の画像、商品名、協力事業者名を掲載します。
- (4) 返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

#### 6 委託業者

効果的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、以下の2社を取りまとめ業者として指定しております。

##### 【委託業者】

##### 1. 株式会社 さとふる

東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン13階

TEL：03-6262-7415 FAX：03-6262-6146

管理・運営するふるさと納税ポータルサイトは、「さとふる」

##### 2. 株式会社 サイバーレコード

熊本県熊本市南区江越2丁目24番1号

TEL：096-288-1022 FAX：096-288-3260

管理・運営するふるさと納税ポータルサイトは、  
「楽天ふるさと納税」・「ふるさとチョイス」・「ふるなび」

#### 7 協力事業者の募集期間

随時申込みの受付を行います。

#### 8 協力事業者の選考方法

申込み内容や企業活動等を総合的に判断し、協力事業者を決定します。

#### 9 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、えび

の市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的で使うことができません。

ただし、商品発送時にパンフレット同封により、改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

#### 1 0 その他留意事項

(1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした返礼品を変更・辞退する場合、並びに返礼品に関して発送の遅延、販売中止、配送過程での事故等が発生した場合には、速やかに市及び委託業者へ報告するものとします。

(2) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決を求めるものとし、苦情内容については市及び委託業者へ報告するものとします。

また、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負いません。

(3) 提供いただいた画像等は、本制度に関することに限定して、市及び委託業者が無償で複製し、使用する場合があります。

(4) 市は、登録された事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。

(5) ふるさと納税制度及び返礼品について、法改正や総務省からの見直し等の通知があった場合には、本要領3に定める要件を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 1 1 申込み・問い合わせ先

えびの市役所 企画課 定住対策係

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下1292番地

TEL：0984-35-3713（直通）

FAX：0984-35-0401（総務課内）

メールアドレス：kikaku@city.ebino.lg.jp